

令和4年6月7日

各位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会長 小磯修二
(公印省略)

「令和4年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業（東南アジア市場）」
の委託に係る企画提案の募集について

平素より当機構事業につきましてご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。
当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり業務受託者選定のため、
企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

記

- 1 委託事業名 令和4年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業
(東南アジア市場)
- 2 業務委託期間 契約締結日～令和5年2月28日(火)
- 3 主な業務委託内容
 - (1) タイ、シンガポール、マレーシア向けプロモーションの実施
 - ① 旅行会社及びメディアの招請 (BTOB)
 - ② トラベルライターによる北海道観光情報発信 (BTOC)
 - (2) ベトナム向けプロモーションの実施
 - ① 現地主要旅行会社及びメディア向けオンラインセミナーの実施 (BTOB)
 - ② デジタルメディアを活用した北海道観光情報発信 (BTOC)
 - (3) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施
- 4 事業費 19,600,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
- 5 今後のスケジュール(予定)

6月7日(火)	公示・観光機構HPに掲載
6月14日(火)	企画提案参加表明
6月28日(火)	企画提案の受付・受領
7月上旬	企画提案の審査、委託事業者決定
7月中旬	契約締結・業務開始
- 6 その他
 - (1) 事業内容に関する質問は、参加表明締切より3営業日(6月17日(金))後の15時までメールでのみ受け付けます。(本事業に関する事業説明会は、実施いたしません。)
 - (2) 新型コロナウイルス感染拡大等の理由により実施時期の変更、事業規模の縮小、事業内容の変更を行う場合があります。

【お問合せ】

公益社団法人 北海道観光振興機構 海外誘客部 担当：坂口
TEL：011-231-6736 E-Mail：e_sakaguchi@visithkd.or.jp

「令和4年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業（東南アジア市場）」

に係る企画提案募集要領（指示書）

1. 目的

東南アジアからの来道観光客数はコロナが発生する直前の2019年まで順調に増加傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外国人観光客が来道出来ない状況が続いていたが、政府が今年6月から、水際対策・入国制限を緩和し、外国人観光客の受け入れが段階的に再開しているところである。今後に向けて、来道シェアが高いタイ市場及びマレーシア市場、北海道リピーターが多いシンガポール市場、北海道ブームが期待されるポテンシャルの高いベトナム市場からの誘客に向けたプロモーションの重要性が高まっている。

本事業は BTOB オンラインセミナーや、海外エージェント招請などを実施し、北海道の最新情報、各観光・宿泊施設や飲食店等の「安心・安全対策」を提供することで、ポストコロナの旅行商品造成を促し、販売の促進を図るとともに、北海道の雄大な自然、美しい雪、豊かな食、多彩な体験などをデジタルメディアを活用して発信することで、訪日旅行再開後の来道意欲を喚起し、北海道への誘客拡大につなげることを目的とする。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち一者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出する事）
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
- (3) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。
- (4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること。
- (5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

19,600,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～令和5年2月28日（火）

(1) 業務スケジュール：

6月7日（火）	公示・観光機構 HP に掲載
6月14日（火）	企画提案参加表明
6月28日（火）	企画提案の受付・受領
7月上旬	企画提案の審査、委託事業者決定
7月中旬	契約締結・業務開始

※日程については変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

(2) 業務完了日

令和5年2月28日（火）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

(3) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から60日以内に支払いを受けるものとする。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) タイ、シンガポール、マレーシア向けプロモーションの実施

・使用言語：

タイ市場がタイ語（地名や固有名詞等で必要な場合については、一部英語の使用も可）
シンガポール・マレーシア市場は英語とする。

・予算配分目安：17,000,000 円

■旅行会社及びメディアの招請（BTOB）

タイ、シンガポール、マレーシアから旅行会社及びメディアを招請し、北海道の新しい観光・宿泊施設をはじめ、グランピングなどのアウトドア体験、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した飲食店や宿泊施設を視察させることにより、ウィズコロナ時代における安心、安全な北海道旅行のPRおよび商品造成につなげる。

なお、招請時においては、冬の自然景観や、ウィンターアクティビティ体験、イベントなどの情報を紹介し、冬季についても旅行需要喚起および商品造成促進に努めること。

① 招請時期：

- ・2022年8月～10月（予定）
- ・観光機構と協議の上、決定すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況や、国の水際対策、外国人観光客の受入条件の状況などにより、招請時期、事業内容の変更を行う場合がある。

② 招請対象：

- ・タイは8社8名以上とし、シンガポール、マレーシアはそれぞれ6社6名以上とすること。
- ・各市場の大手旅行会社及び主要メディアを選定すること。
- ・旅行会社の選定にあたっては、日本、北海道へのこれまでの送客実績や送客への意欲を勘案し、上質な旅行商品を販売する旅行会社、市場に影響力のある旅行会社を選定する。原則として今年度に北海道旅行商品の造成、販売を予定することを招請条件とすること。

被招請者は、訪日ツアーを企画・造成する責任者とする。

- ・メディアの選定にあたっては、メディア掲載を招請条件とすること。

③ 招請回数：

- ・タイ、シンガポール、マレーシアそれぞれ1回以上とする。
- ・シンガポール、マレーシアの招請を同時に行うことを可とするが、タイの招請については別途行うこと。

④ 日数：北海道滞在が5日間以上とすること。

⑤ 招請コースの企画、運営、調整

- ・招請コースについては、新型コロナウイルス感染症の影響による来道旅行者のニーズの変化を考慮したコースを提案すること。
- ・招請コースについて、最終的に観光機構と協議の上、決定する。観光機構が指定する視察先がある場合は、優先して訪問すること。
- ・視察する施設や、地域関係者などとの必要な調整、連携を行うこと。
- ・招請に係る航空券、宿泊、食事、交通手段、添乗員などの一切の手配をすること。なお、上質な宿、食を提供することを必須とする。
- ・招請参加者に対する事故に備えた旅行保険に加入すること。
- ・添乗員（視察同行者）は語学力だけでなく、北海道観光における全道的な知見や、対象市場のインバウンドに関する経験や知識を有することを必須とする。

⑥ アンケートの実施及び意見交換会の開催。

- ・招請参加者に対するアンケートの実施と取りまとめを行うこと。
- ・視察内容や今後のツアー造成などに関する意見交換会を開催する。視察した施設や、地域関係者の参加募集、調整などを行うこと。なお、新型コロナウイルス感染症に配慮して、参加者のオンライン参加も可とする。
- ・冬季の旅行商品造成へと繋げるため、冬の自然景観や、ウィンターアクティビティ体験、イベント、モデルコースなどの情報をプレゼンテーションする。プレゼン資料を招請参加者に提供し、機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理する。

⑦ 共同プロモーションの実施

北海道の認知度向上、北海道への送客拡大を目的とし、招請した旅行会社、メディアと連携したタイアッププロモーションを実施する。内容について、可能な限り明確に提案すること。

⑧ 事業実施後に、招請旅行会社に対して、旅行商品造成のフォローを行うこと。旅行商品の造成、送客状況などに関する事後調査を行い、その結果を報告書に記載すること。メディアについては掲載媒体名、発行月を示すこと。また視察記事掲載までのフォローを行うこと。

■ トラベルライターによる北海道観光情報発信（BTOC）

対象市場のライターを招請し、北海道の四季折々の景色や、豊かな食、多彩な体験などをデジタルメディアを活用して発信する。

① 招請回数、時期：3回以上、夏、秋、冬各1回ずつとする。

② 各回招聘人数：

- ・タイ人ライター1名以上、シンガポール、マレーシア向け英語ライター1名以上とする。

③ ライターの選定について

- ・ライター選定においては、受託事業者が候補者を提案し、観光機構と協議の上、決定すること。
- ・ライターの現居住地については特に制限をしない。海外からの招請も可とする。
- ・提案したライターについて、語学力だけではなく、観光情報発信に関する経験や知識を有することを必須とする。
- ・ライター選定のプロセスとその考え方について、簡潔明瞭に記載すること。

④ 招請時の取材コースについて

- ・北海道滞在が各回・コース5日間以上とし、スケジュール等を提案すること。
- ・取材コースは、各市場に対しての人気スポットや、北海道の新たな魅力、アウトドア体験などコロナが終息した後に想定されるコンテンツを組み合わせるものとする。
- ・一部の地域に集中することがないように、取材エリアを調整すること。
- ・各市場のライターを同時に招請する場合、市場にあったコンテンツ選定や、紹介の手法・撮影方法を考慮し行うこと。
- ・冬の取材は天気によって左右されるため、取材スケジュールは余裕をもって作成すること。

⑤ 発信について

- ・機構 SNS 事業と連携・調整し、取材記事を機構公式 Facebook アカウント（タイ語、アジア英語）から配信する。また、記事拡散のため広告の実施を必須とし、広告費は600,000円以上とすること。
- ・取材記事を他のオンラインメディア等の適した発信媒体からの配信も可とし、可能な限り明確に提案すること。
- ・記事の本数は各回取材に5本以上（各言語）、合計15本以上とすること。
- ・記事内容について、観光スポットの紹介のほかに、エリア別、季節別の観光情報及び魅力を具体的にまとめた記事など、実際に北海道への来訪意欲が駆り立てられる記事にすること。
- ・配信内容について、観光機構と協議の上、決定すること。
- ・必須としないが、動画配信や、ライブ配信なども可とする。

(2) ベトナム向けプロモーションの実施

- ・使用言語：ベトナム語
- ・予算配分目安：2,600,000円

■現地主要旅行会社及びメディア向けオンラインセミナーの実施（BTOB）

北海道に対する認識向上や旅行商品造成を目的とし、オンラインセミナーの企画・運営、それらを実施するための各種手配及び調整、資料作成、各種フォローアップに関する業務を行う。

- ・セミナーに係る企画（実施時期、時間、プログラム及び道内の紹介エリア、中継先な

ど) について、具体的に提案すること。

- ・セミナーは、ライブ中継や動画などを効果的に活用し、視聴者を惹きつける工夫、演出などを盛り込んだ内容で企画、提案すること。
- ・セミナー配信ツールの選定にあたっては、現地での使用率、通信の安定性を勘案し、最も適切と考えられるものを提案すること。
- ・ベトナム側参加者の選定にあたっては、日本、北海道へのこれまでの送客実績や送客への意欲を勘案し、将来的に北海道を含む旅行商品の造成に繋がる旅行会社を選定すること。
- ・セミナー参加者数の目標値を設定すること。
- ・ハイブリッド形式で開催すること。
ホーチミンに会場を設ける。なお、会場の選定にあたっては、通信環境や、参加者の来場しやすさを考慮し、最も適切と考えられる場所を提案すること。
ハノイなどの他の都市については、オンライン参加も可とする。
- ・ベトナム国内の新型コロナウイルスの感染拡大などの理由により、ホーチミンの参加者が自社の事業所などからオンラインでの参加に変更する場合がある。
- ・司会者、プレゼンターなどの選定、調整および手配を行うこと。なお、選定にあたっては、北海道観光における全道的な知見や深い知識を有する人物を選定すること。
- ・セミナーに使用する資料の作成、翻訳を実施すること。
- ・セミナー参加者に対するアンケートの実施、集計、分析を実施すること。
- ・セミナー開催後の効果的なフォローアップを実施すること。

■ デジタルメディアを活用した北海道観光情報発信 (BTOC)

ベトナム人が旅行情報を検索する際に利用する SNS や、デジタルメディア等をリサーチし、北海道観光情報を配信する。北海道への認知度向上及び関心喚起を図る。

- ・配信メディアの選定について、選定のプロセスとその考え方などを、企画書に簡潔明瞭に記載すること。
- ・記事本数について、15 本以上とする。
- ・掲載予定記事のテーマ、ボリューム等について、可能な限り明確に提案すること。
- ・記事内容について、協議の上、決定すること。
- ・取材を必須としないが、教科書的なスポット紹介だけではなく、実際に北海道への来訪意欲が駆り立てられる内容の記事にすること。
- ・記事作成の際には、受託事業者が情報や画像の収集、記事作成、掲載を行うこと。
- ・掲載記事について、受託事業者がネイティブチェックを行い、正確かつ自然な表現とすること。
- ・配信した記事のPV数を拡大するため、広告等の拡散施策を実施すること。

(3) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施を可とする。

(4) 事業実施内容の目標設定、効果測定、報告書の作成は以下のとおりとする。

- ① 事業効果及び当該事業の有効性を測る事業指標または成果指標を設定し、それぞれの目標値 (KPI) を示すこと。
- ② 令和4年度事業の実績、効果測定、分析状況を行い、次年度の取組の指針となるよう報告書を作成すること。報告書：紙媒体 (A4 版) 2 部

(5) 権利関係の整理、成果品及び提出物

- ① 本事業で新規撮影・編集した動画、画像等の著作権は観光機構所有とする。
- ② 本事業で買い取った画像や収集した画像について、権利関係を整理し、観光機構の他事業で二次利用できるものを整理し提出する。
- ③ 作成した記事や、プレゼン資料などは、観光機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理する。
- ④ USBメモリ1部（上記①～③を格納）を提出する。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1) 表明期限：令和4年6月14日（火） 午後3時
- (2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
（担当：坂口）E-mail：e_sakaguchi@visithkd.or.jp
- (4) 表明方法 Eメールにて、参加の意思があることを表明する（書式自由）。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

- (1) 企画提案事項の総括表
各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。
- (2) これまでの事業実績
観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去2年分を記載すること。
- (3) 業務実施体制
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。
なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。
- (4) 業務スケジュール
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。
- (5) 見積書
各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。
協力会社の再委託ならびにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。
※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない。

10. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版／両面、60ページ以内とする。
ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。
- (2) 企画提案は1社1提案とする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 5部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの4部）
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
（担当：坂口） 電話 011-231-6736
- (3) 提出期限 令和4年6月28日（火） **午後3時 ※時間厳守**
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX やメールでの提出は不可。

12. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出された企画提案についてヒアリング審査を行う。
- (2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途連絡するものとする。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めない。
- (6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、オンラインでの参加を含め3名までとする。

13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力
北海道観光等の実情に精通し、業務遂行に当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。
- (3) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

14. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

15. 再委託について

- (1) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和4年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業（東南アジア市場）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和4年度 デジタルメディアを活用した情報発信事業（東南アジア市場）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は _____ とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する

